

がん相談対話外来手当の創設について

1. 趣旨

新生国立がん研究センターの新たな取り組みとして、7月1日より、従来の専門医師のみによるセカンドオピニオン外来ではなく、医師・看護師が患者とその家族とともに対話しながら、がんの悩みについて答える「がん相談対話外来」及び「病理相談外来」を開設することに伴い、当該施策の推進のため、「職員給与規定」及び「非常勤医師及び研究員給与規定」を改正し、がん相談対話外来手当の創設を行う。

51

2. 内容

(1) 支給要件

医師又は歯科医師が、がん相談対話外来業務又は病理相談外来業務に従事した場合

(2) 支給額

当該業務に従事した職員に対して、1回につき5,000円を支給
(がん対話相談外来 自費26,250円、病理相談外来 自費31,500円)